

射水市省エネルギー診断補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「ゼロカーボンシティいみず」の実現に向けた取組を推進する市内の中小企業等に対し、射水市省エネルギー診断補助金（以下「補助金」という。）を交付するため、射水市補助金交付規則（平成17年射水市規則第28号。以下「規則」という。）第17条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 この要綱において、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市内に所在する事務所、営業所、商店、工場その他現に事業の用に供する施設及びこれらに付随した関連施設（以下「事業所」という。）において、次条第1号に規定する省エネルギー診断であって市長が別に定めるものを受診することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に事業所を有し、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 経済産業省資源エネルギー庁の中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費（以下「国補助金」という。）の交付を受けた民間団体等が国補助金の対象事業として実施する省エネルギー診断（以下「省エネルギー診断」という。）を受けている者
- (2) 徴収金（射水市市税条例第2条第2号の規定する徴収金をいう。）の滞納がない者
- (3) 過去に射水市から省エネ最適化診断支援事業補助金又はこの要綱の規定による補助金を受けていない者

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が負担した補助事業に要した費用（消費税及び地方消費税を除く。）とし、補助金の額は、補助対象経費の総額とし、5万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、射水市省エネルギー診断補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 省エネルギー診断の受診費用に係る領収書の写し

- (2) 省エネルギー診断の結果報告書の写し
- (3) 省エネルギー診断を実施する事業所を市内に有することを証する書類の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、省エネルギー診断が完了した日の属する年度の3月31日までに行わなければならない。

(交付の決定及び額の確定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定及び交付すべき額の確定を行い、射水市省エネルギー診断補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第7条 前条の規定による通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、射水市省エネルギー診断補助金交付請求書(様式第3号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 射水市省エネルギー診断補助金交付決定通知書の写し
- (2) 口座番号及び口座名義人の確認できる書類(通帳表紙の裏面など)の写し
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、交付決定者が規則第14条第1項各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期間を定めて、その返還を求めるものとする。

(協力の要請)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、申請者及び交付決定者に対し、資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に規則第5条第1項の規定による交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。